

第158回統計委員会 議事録

1 日 時 令和2年12月24日（木）10:35～12:15

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【幹事等】

総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、農林水産省大臣官房統計部長、
国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第145号「作物統計調査の変更について」
- （2）諮問第146号「船員労働統計調査の変更について」
- （3）部会の審議状況について
- （4）統計委員会専門委員の発令等について
- （5）令和元年度までの官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第158回統計委員会を開催いたします。

本日は嶋崎委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明については省略させていただきます。

本日は議事次第のとおり、諮問、部会報告のほか、委員会運営に関する件、統計コスト削減の各府省の取組状況についての説明があります。本日はこのような議題にしたいと思っております。

それでは議事に入ります。諮問第145号、作物統計調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 政策統括官室の内山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは御説明をいたします。資料は1-1と1-2になります。

資料1-2の諮問文にありますとおり、今般、農林水産大臣から、来年度の作物統計調査の実施に当たり、計画変更の申請がございました。そこで、この申請に対して承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の御意見をお聞きするというものです。

具体的な説明につきましては、資料1-1、諮問の概要で行いますので、そちらを御覧ください。なお、本調査につきましては、昨年度、一昨年度においても諮問させていただいておりまして、3年連続の諮問となっております。

まず、資料をめくっていただいて1枚目の裏側、1ページ目になります。こちらは、本調査の現在の全体像を表形式に示したものです。

この調査は、耕地の状況や、あるいは作物の生産実態を把握するというものなのですが、様々な調査により構成されています。調べる内容で区分いたしますと、左の欄に記載しましたとおり、大きくは、面積についての調査、それから作況、つまり穫れ高に関する調査、そして大規模な被害が発生したときの調査、この3つに区分されます。

また、対象作物と調査方法の組合せで申し上げますと、大きくは水稲と水稲以外ということで区分できまして、水稲は報告者に回答を求める代わりに、職員などが実際に現地へ赴いて測定をするという形で行い、水稲以外の作物につきましては、関係団体や農家の方々に対して郵送又はオンライン調査で行われています。

特に水稲につきましては、お米が日本の主食の一角を占めるということもありまして、作付面積調査からスタートをして、生育の段階に沿って、作柄概況調査により平年と比べてどれぐらい実りそうか、予想収穫量調査によりどれぐらい取れそうか、そして最後の収穫量調査によりどれだけ取れたかということ順に調べるという手厚い構造になっています。

このような調査ですので、次の2ページ目にまとめましたとおり、主な利活用についても、農業に関する数値目標や基本指針の基礎資料、あるいは農業関連の支援策の基礎情報として活用されているところです。

では、今回予定されている変更点は何かということにつきまして、3ページ目以降で御説明してまいります。

まず3ページ目は、調査の一部中止です。冒頭1ページのところで、本調査の構成については、面積、作況、被害という3本立てと申しましたが、このうち被害調査を取りやめるという変更です。

中止の背景といたしましては、現場職員の減少を踏まえて実測調査を継続することがなかなか困難という事情が大きいとのことで、一方で、農林水産省の行政記録情報である農林水産業被害報告で同様のデータが把握できるということで、こちらによる代替が想定されているとのことです。

しかしながら、これまで独自の必要性があって調査が行われてきておりますので、その調査の中止による支障、あるいは代替可能性の確認など確認していただく必要があらうか

と考えております。

次に4ページ、こちらは調査方法の一部変更になります。調査の効率化としての変更ということになりますが、黒の菱形に書いてございますとおり、作柄概況調査、つまり水稻について、平年と比べてどれくらい実りそうかという調査、この一部について、実測調査から人工衛星データや気象データ等を利用した予測手法に変更するというものです。

文章だけでは分かりにくいと思われましたので、次の5ページに、実測調査と予測手法の分担という表を付けておきました。

作柄概況調査につきましては、時系列に沿って、7月15日、8月15日、そして、もみ数が確定する時期、具体的には9月になりますが、計3回調査が行われております。

このうち8月15日現在の遅場地帯、つまり収穫時期が比較的遅い地域の多くの部分については、今年2月に頂戴した答申を踏まえまして、既に人工衛星データなどを利用した予測手法に変更されています。これを今回、表の右上、赤枠で囲った部分についても導入拡大するというものです。

4ページに戻っていただければと思います。

この変更の背景ですが、一つには被害調査と同様、限られたリソースの中でマンパワーが必要になる実測調査、これをどの範囲で残すかという課題への対応でもあるのですが、一方、昨年度統計委員会の答申の際にいただいた指摘対応ということでもあります。

順番が前後いたしますが、一番最後の10ページを御覧いただければと思います。

前回の答申において、先進技術の活用の検討という課題が付されております。ここにおいて、人工衛星データなど先進技術の活用、そうすることによって調査の効率化、この検討を求めるという指摘を頂戴しておりまして、今回の対応、変更につきましては、これを踏まえたものということになります。

以上が、調査方法の一部変更になります。

ではまた資料を戻っていただきまして、6ページを御覧ください。

3つ目の変更として挙げましたのは、水稻に関する調査期日及び公表期日の変更というものです。

水稻につきましては、生育段階に沿って様々な調査が行われていると申し上げましたが、それらの結果の用途の1つが、変更の背景のところにも記載しました、法律に基づく基本指針ということになるのですが、今般、農林水産省における政策的な判断で、この基本指針の策定スケジュールの見直しが行われるとのこと。これに伴って、本調査の実施時点、あるいは公表時期の見直しがなされるというものです。

御覧いただいている6ページにも、表形式で一部記載しているのですが、時系列に沿った全体像をお示した方がよいかと思われましたので、7ページの図を作りましたので、そちらを御覧いただければと思います。

この7ページの図表は、上半分が変更前、つまり現行です。下半分が変更後ということになります。それぞれについて、作付面積、作柄概況、予想収穫量、そして収穫量という調査の区分を書いています。見方としては、赤い網かけの部分が調査時点、その後ろに接続する黄色い部分が公表時期ということになります。

そして、変更前から変更後に矢印が何本か出ておりますが、これが今回予定されている変更ということになります。便宜的に①から④まで番号を付けておりますが、番号に沿って簡潔に御説明をいたします。

今回の変更のきっかけとなりましたのは、①として、右上から左下、緑の矢印を伸ばしておりますが、基本指針の策定期期の変更になります。これに伴って、今回、調査のいくつかについて、いつ行い、いつ公表するか整理がなされるということです。

まず、10月中旬に基本指針の策定が前倒しになりました。そのために利用できる最も新しいデータは何かということになりますと、作柄概況調査の最後、9月調査ということになります。でも、現在は9月15日時点の調査になっていて、指針の策定期期との間に少し開きがある。そこで、今回の基本指針策定の際に、少しでも新しいデータを使えるようにしたいという意向があって、②の矢印のように、9月25日調査にして10月上旬に公表するというものです。

この変更によりまして、次に、予想収穫量調査ですが、現状の10月15日のままでは作柄概況調査の日にちが近過ぎることになるため、③の矢印のように、最後の作柄概況調査から1か月空ける形で10月25日に行うというものです。最後、作付面積調査ですが、これは7月15日時点で調べるという基準点は変わりません。ただ、これまでも、利活用を踏まえて作柄概況調査や予想収穫量調査とセットで公表されてきていますので、④の矢印のとおり、それを踏まえて連動して繰り下げるといったものです。

これが、水稻に関する調査期日、あるいは公表時期の変更についてですが、今回計画されている内容、変更前後を比較して御覧のとおり、予想収穫量調査が基本指針策定後の公表になります。

現行においても、水稻に関する確定値である収穫量調査、これは基本指針の策定には基本的に間に合っておりません。つまり、基本指針を策定する際には、利用可能なデータを使って作るというのが基本的な構図で、これには変わりがないのですが、いずれにいたしましても、この緑の矢印、①の変更に伴って、こまごまと変更が発生しています。調査時点を繰り下げることについての必要性あるいは効果といったところに関して論点があるかと思っておりますので、御審議いただくことにならうかと思っております。

次に8ページ目、主な変更事項について、残る2つを記載しております。先に御説明した②と③、こちらの変更は水稻に関するものでしたが、④と⑤は、その他の一部作物についてとなります。

細かな変更になり恐縮ですが、④は麦類や春植えばれいしょについての公表時期の一部変更です。これまで段階的に公表されてきたものを一括して公表するというものなのですが、いずれにつきましても、公表時期の繰り下げということが絡んでまいります。

そして最後、⑤ですが、甘味資源作物、つまり砂糖の原料です。このうち北海道で栽培されているてんさい、別名砂糖大根ですが、これまで製糖会社などから個々に回答を求めていました。これを業界団体から一括して回答をもらう方法に改めるという変更が予定されております。

主だったところとして、以上申し上げたような変更が予定されております。

9ページと10ページは過去の答申の対応状況です。

1つ目は、現在の第Ⅲ期公的統計基本計画にも引き継がれているものですが、全国値の推計方法の検証についてです。

この調査は、毎年調査ではあるのですが、水稻以外の作物については3年又は6年に一度、全国調査を行って、その中間年につきましては、作付面積の大きな県を中心に主産県調査として行われています。

したがって、中間年は調査結果としては主産県のデータしかないので、その時の全国値をどのように推計するかということが課題となっていました。

農林水産省においては、この課題が示されて以降順次、全国調査が行われる作物から検討を重ねておられるのですが、今回の審議においても、引き続き検討状況を確認するというものです。

最後、10ページの先進技術の活用につきましては、先ほど御説明しましたので重ねての説明は省略させていただきます。

以上が諮問の内容になります。調査の効率化、利活用を踏まえた変更と、論点様々ございますが、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議していただくことにしますが、ここで特段の御質問、御意見はありますでしょうか。

では神田委員からお願いします。

○神田委員 ありがとうございます。一つお聞きしたいのが、被害応急調査を中止するという点なのですが、これは人工衛星を使った調査でそういうことをすることはできないのでしょうか。

被災がどんどん増えていて、よく農作物の被害額がいくらだというようなことで政府も対策を打つわけですが、どの程度正確な情報に基づいた金額なのかいつも議論されることが多いと思うのです。

そういう点について、もし人工衛星でそういうことが分かれば、逆に非常に精緻なものになるのではないかなと期待するのですが、そこはいかがなものでしょうか。

○北村委員長 どうぞ。

○大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 農林水産省の統計部生産流通消費統計課長の太西でございます。今の御質問ですが、実際どのほ場にどういう作物が植えられていて、実際にどれぐらいの被害量があるかというのが、衛星写真やそういう絵で見たものではなかなかその程度が見極めにくいということがありましたので、これまでも、実際に統計職員が被害を受けたほ場に出向いて実測・実査をするという形で、この統計を作成するということをしていました。

作物統計調査の中には、面積調査、作況調査もございまして、そこでは、どのほ場で何が植わっているかを含めまして、衛星画像等を使えないかという技術の開発は今もやっているとありますが、なかなか、直ちに現場実装できるような状況ではないということで、その代替手法もいろいろと検討させていただいているのですが、面積調査、作況調査にお

いてすら、直ちに実査に代え得る手法が今のところ見当たらないというのが実態で、今般の被害調査については、基本的にそういった新たな手法による代替がございません。

ですので、この統計の代わりに何か行政記録情報として使用可能なものはないか等々、代替情報を探したところ、農林水産省の方で別途取っております農林水産業被害報告なるものが、比較的それに近い数字も把握できているということで、主なユーザーなどにも御確認をさせていただいた上で、当該調査を廃止して、この被害報告の数字をもって代えるということで、一応、一定の御了解をいただいているというのが現状です。

○**神田委員** 検討されていることは、大変いいことだと思います。

その一方で、今回、衛星写真で判断するのは、予測の観点という意味で、衛星でも十分に、精度が確保されているという理解でよろしいですか。

○**大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長** お答えいたします。これまでも、最終的に秋に米がどれぐらい取れるかというのを予測するというのが、作柄概況調査になります。元々は、米粒が付く穂の数、それから1つの穂にどれぐらいもみが付くか、結果、単位面積当たりどれぐらいもみの数があるかに加えて、実際に収穫をした結果としてのもみの重さを掛けるという形で、収穫量は作っています。

ただ、実際に田んぼに入って穂の数を数える、もみの数を数えるというのが多大な労力がかかかりますので、代わり得る方法がないかということで、衛星写真、衛星からのデータ、日射量、気象データ、降水量や気温等のような各種パラメータを組み合わせることで、最終的な収穫量なるものが予測できないかということで、これも数年、実証を行いまして、まずは昨年御審議いただいた水稻の遅場地帯と言われるところの予測式から適用しようということでやらせていただき、その後1年かけて、その他の地域にも拡大ができないかという検証を改めてさせていただいた結果、残っているところも、8月15日現在のところでの予測であれば精度的に問題なからうということで、今回拡大をお願いしているということでございます。

○**北村委員長** 白塚委員。

○**白塚委員** 今の推定式について、前回の審議のときにも言ったと思うのですが、相当問題があると私は思っていて、それも一回説明をいただいたのですが、そのまま使われているということなのでしょうか。

○**三橋農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（企画班担当）** お答え申し上げます。昨年正しく白塚委員から御指摘を頂き、またアドバイスを頂いたところでございます。白塚委員のアドバイスを踏まえまして、予測手法のモデルについては検討させていただいた結果を適用しているというところです。

○**北村委員長** 宮川委員、どうぞ。

○**宮川委員** 私が聞き落としたのかもしれませんが、先ほどの議論で、ドローンの使用は元から考えていなかったのでしょうか。ドローンの方だったら詳しく、例えば被害状況でももう少し近くで見ることができないのではないかと思ったのですが。

○**大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長** 当然、ドローンを使って、比較的低高度を通して高解像な絵が撮れるということがあります。一枚一枚のほ場を見てい

くということであればいいのですが、災害という場合に、それなりの面をカバーしないと
いけない場合にどこまで使えるか。あとは誰が使うのかということ、各統計組織がござ
います47都道府県にドローンの機材を置くということもなかなか現実的ではありませんし、
被害が起きるたびにドローンを民間事業者から調達をかけて、必要な調査ができるかとい
うことも、なかなか難しいのではないかと、行政記録情報による代替ということ
を今回考えているという次第です。

○宮川委員 それはあまり理由になっていないですね。被害があれば、やはりドローン
で被害調査をしないと、人が立ち入った方がよほど人的損害が懸念されるわけですから、
ある一定程度はドローンで被害を見るわけですので、どうせ被害調査をするときに、併せ
て被害調査のデータを取るというふうにすれば、一つ一つ、統計のためだけのドローンの
予算ということだけではなくて、もっと仕組みを考えることで合理的にできるのではない
でしょうか。

○大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 今回、被害調査という形では
調査は廃止させていただきたいと考えておりますが、農林水産省として、農林漁業全体の
被害把握を、組織としてやめるということでは全くございません。これまで同様、被害が
発生した場合には、農林水産業被害報告として、情報収集は継続してまいります。

その中で、農林水産省として把握をしていく場合の手法については、当然、いかに効率
的に、また二次災害、三次災害を呼ばないように、どうやって安全確保しながらやってい
くのかというのは、省全体の災害担当の方で、引き続き、それと併せて御検討いただくも
のだと考えております。

○宮川委員 その点は理解しました。ただ、統計委員会で1月に答申も出ていること
から、その部分を、ドローンをどう利用するかということ、被害をどう把握するかとい
うことについては、諮問があって答申の段階で、より具体的に、何を利用するかとか、ど
のような被害状況のデータを利用するかということまで含めて、何に代替するかという
ことを、具体的な答申を出していただけるように努力していただきたいと思います。

○北村委員長 白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 先ほどの推計のところは、どういう改善がなされたのか、私、よく存じ上げ
ていなかったのも、是非一度、急がないので教えてください。私が以前コメントした際
の最大のポイントは、地域別の短い時系列データのみでの推計を行っており、パネルデ
ータとして利用できることのメリットを全く活用していない点です。今の説明ですと、
この点は、全く修正されていないように思われました。

それから質問ですが、6ページと7ページのところの水稻の調査期日や公表時期の変更
の話がありますが、この統計は、基本指針の作成や公表のためにこの統計を作っている
という認識でいいのですか。また、途中段階の作柄の調査は、7月、8月、9月と毎月3回
やっていて、この1か月のインターバルを最後だけ崩すことで、この統計の利用上の問題
というのは生まれないのかという点、それと併せて、やはりこの時期をずらすことで、過
去との連続性など、この統計の利用上の問題は生じないのかというところを確認してく
ださい。もしこれらの点がクリアされないのであれば、例えばこの基本指針の作成・公表を

10月中旬まで前倒しできるのであれば、上旬まで前倒しすることを考えて、今の統計スケジュールを変えないで、この基本指針の策定・公表という作業をすればいいのではないかと思います。そういうところの検討というのはどのようになっているのでしょうか。

○大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 お答えいたしますが、まず、9月、10月のものは、先ほど申しました収穫量の構成要素について、現場で調べられるものは調べると。調べられないものについては平年値を置いて、当年の最終的な収穫量を予測するということとして、基本的に当年に閉じたものです。ですので、例えば8月15日現在とか、そういうような、調査期日ごとに時系列で比較して、それが何か意味を持っているというものでは必ずしもないということです。

なので、そういう意味では9月15日、10月15日の調査時点、要は田んぼに入って実測をする、この調査時点がずれたとしても、当年の収穫量を予測するという目的が変わりませんので、特に調査時点の変更によって利活用上の問題が生じるということは、あまり想定をしておりません。

逆に、9月15日現在ですと、一部地域ではほとんど実際の収穫作業ができていない中で予測をしている一方で、この時期、まさに10日遅らせると2割3割収穫が進むというような時期ですので、逆に基本指針、これはお米の需給をある程度フレームを決めて、全国のお米の生産者の方に、来年どれぐらい米が作れるか、あとは流通の方に、新米がどれぐらい、在庫がどれぐらいというような実態を、ある程度お示しをするものになりますので、逆に収穫が進むということは、秋の収穫量の予測の精度が上がるということですので、そういう意味では、この基本指針で前倒しをして9月15日の数字を使うよりも、少しでも、より正確な数字が使えるというようなこともあり、基本指針の策定期と調査期日というものをすり合わせた結果、こういうことになっているということとして、そういう意味では、特に9月、10月の予測の調査時点をずらしたから何か起きるということはないと考えております。

○北村委員長 どうぞ、白塚委員。

○白塚委員 ということは、この基本指針の策定の公表時期がずれるか否かにかかわらず、元々9月の作柄概況調査の実施というのは、もう少し遅らせてやった方がよかったということになるのですか。本来そのようにあるべきだったということでしょうか。

○大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長 そこは一応、9月の段階では、穂が出そろった時点ということで、慣例的に9月15日現在でやらせていただいていたというような背景もございます。

そういう意味では、実際には基本指針の策定に使うものが10月15日現在の数字を使うということでしたので、そこは9月15日頃でほぼ出そろいし、そういう意味では、穂の数、穂に付いているもみの数までは数えられるので、穂が出た時点での予測をする最速の時期ということで設定をさせていただいていたということです。

一方で、基本指針の策定期を1か月前倒しにして10月中旬にしたいという行政上のニーズがありまして、そこに出せる最大限精度の高い調査期日はいつかというような検討をした結果、集計業務等の期間もありますので、9月25日までの後ろ倒しであれば可能であ

ると。当然、10日間経過する分、収穫量構成要素の実査による把握も多数できるということとありますので、9月25日にしたいというような経過でございます。

○北村委員長 どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、審査部門から失礼します。我々も審査をして、7月15日、8月15日、9月15日という形で今まで連続と調査をされてきているので、この日付の設定に関してはそれなりの理由があって、今までそれで取られてきていると思うのです。

それを、10日とはいえ今回ずらされるので、この7月15日、8月15日、9月15日というのはどういう考え方に基づいて設定されていたのかということを確認した上で、10日動かさないといけないのかなどをお尋ねし、部会の中でも詳細に説明をしていただこうと思っています。

それが1つと、それから今回、法律に基づく基本指針の作成時期が変わることによって、調査の時期を見直すということになりますので、これは別の言い方をすると、利活用によって、こころ調査時期を変えていいのかという、そういうことにもつながりかねないと思うのです。

ただ、一方で利活用に沿って調査時期を変えてはいけないかという、そうではないと思うのです。

ですので、今回の変更をするほど、この基本指針というのが、最大級とは申しませんが非常に大きな利活用で、調査時期を変えざるを得ないのかというところをやはり確認をしないといけない。そうしないと今後においても、何か利活用が変わったから、やはり調査時期を変えますというようなことが起こりかねないと思いますので、今回、10日間とはいえ動かされる理由、その重要性というところに関しては、部会でも論点立てをして確認をしていただこうと考えているところでございます。

すみません、失礼いたしました。

○北村委員長 どうぞ。

○宮川委員 是非よろしくお願いします。それで、利活用という意味では、この基本指針の策定というのは重要な利活用の場なのかもしれないのですが、多分それ以外の人も使っているわけですね。そういう人たちとのバランスというのをどう考えるのかという視点も大事だと思いますし、あとやはり温暖化で災害が増えている中で、この10日間、前倒しするならまだ何となく分かりますけれど、後ろ倒しするということがどういう正当な理由があるのかというのは、きちんと確認してほしいと思います。

○北村委員長 ありがとうございます。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 宮川委員からの質問に対して、被害状況については、農林水産省としては別途、鋭意やりますという回答でした。

それで、統計ではなくなることの意味についてどのように考えたらよいのかと思いました。統計であるということは、第三者の目を通し、情報もオープンにし、将来の人が、何年経っても手にすることができるという良さもあるわけです。それは、もちろん被害額は

その時々分析をして出すとしても、それがやはり、どういう形でオープンになるのかということもきちんと確保した上で、統計を廃止するかどうかを議論していただければと思います。

温暖化で自然災害の被害が大きくなっているときに、長期的な視点で被害状況等を分析することが重要です。その時に、政府の対策というと、大量な情報の中にうずもれがちになってしまいます。一方、統計であれば、e-Statに行けば必ず過去の統計がすぐに手に入ります。ここの違いは大きいと思います。今の枠組みでは統計として整理できないということであれば、今の枠組みをどうすれば、統計と同様の保存が可能になるのか、ということも含めて、御検討いただければと思います。

○北村委員長 政策統括官室。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 被害調査の中止につきましても、資料の方は簡単に書き過ぎていますが、人が減ったからやめますという、それだけでは成り立たないというのは当然我々も思っていて、元々必要性があってやっているわけですから、被害の把握ということ自体の必要性は、今後も続くのだらうと思います。

ただ、情報収集していた方法として、なかなか無理が生じてきている。だとすると、違う方法で、同じ種類、同じ水準の情報を取り続けるということだと思います。それが、今回は、農林水産業被害報告という行政記録情報の活用ということですので、その検討の経緯、それから、その代替策が、現状においては取り得るベターなものなのかといったようなところを、部会の中で御判断いただければと考えております。

○北村委員長 よろしいですか。ほかに御質問ありますでしょうか。

よろしいですか。それでは、私からもコメントさせていただきたいと思います。

作物統計調査は、主要作物の生産実態を把握する重要な統計だということは認識しておりますし、特に水稻については、現地職員により人手をかけて調査されてきたということです。

ただ、現在、統計リソースの制約ということがありますので、効率化とか選択・集中ということで、いろいろ政策的に対応されていると思うのですが、今、委員から様々な質問があったと思いますので、それにしっかりと答えていただくように準備していただきたいと思います。

今回の諮問においても、論点が今はっきり出たように、川崎部会長をはじめ産業統計部会に所属される委員の皆様、審議のほどよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。審問146号、船員労働統計調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官(統計基準担当)付参事官 総務省政策統括官室でございます。諮問第146号、船員労働統計調査の変更につきまして、私から説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。1ページ目が、船員労働統計調査の現行計画です。

まず、調査の目的等ですが、我が国の船員の報酬、雇用等の実態を明らかにするとともに、船員行政の基礎資料を得ることを目的とするということとして、船員についての賃金

や雇用の状況を調べる調査です。

これは、元々の経緯や沿革では、昭和22年に旧総理府で毎月勤労統計調査の一部として行われていたものが、昭和32年に旧運輸省に移管された経緯があります。

調査の概要です。調査範囲ですが、1号調査から3号調査まで3つの調査票がありまして、まず2号調査で、総トン数20トン以上の船舶のうち漁船、こちらは全数調査です。それから3号調査で引船、はしけ、官公署船といった特殊船、こちらも全数調査で行われていまして、それ以外の船舶が1号調査で、標本調査で行われております。

報告者数を御覧ください。1号調査と2号調査は、隻と書いてありますが、要は船ごとに調査を行っておりまして、3号調査は事業所を対象に調査を行っています。

1号調査は標本調査でございまして、母集団は令和2年度時点で約3,300隻、そのうち400隻を抽出して調査を行っています。

調査系統は記載のとおりでして、国土交通省から地方運輸局等を経由して報告しています。

それから調査事項のところですが、今回の諮問の内容に関わってくるところが報酬のところでした、1号調査と3号調査につきましては、6月分の特別に支払われた報酬を調査しております。一方で、2号調査は漁船を対象にしておりますので、船ごとの報酬額に関する事項で、漁船の場合は、結構、漁業の取れ高やその期間に応じてこのような報酬が決まってくるため、それを船ごとに調査しています。

調査期間ですが、1号調査と3号調査は、6月の特別な報酬を調べるため、6月から8月に調査を実施しています。2号調査は年間の報酬を調べますので、12月から翌年2月まで調査を実施し、公表期日は回収の締めから大体4か月ぐらい経った後に公表となっています。

2ページ目は、主な利活用状況でございます。

国民経済計算の雇用者報酬の推計の基礎資料としての利活用が一番大きなところで、年次推計の中で、運輸業の船員につきましては毎月勤労統計調査の対象になっておらず、この船員労働統計を使いまして、1人当たりの現金給与額、それから船員の数を求めて推計しています。

そのほか、成長戦略における政策推進の基礎資料や、最近はやはり若手船員の確保が課題になっておりまして、船員の働き方改革として、月間総労働時間などを毎月勤労統計調査と比較することで使われております。

3ページ目は、今回の主な変更内容です。

主な変更内容は1点になりまして、この第1号調査、先ほど御紹介しました特別に支払われた報酬について、今、6月時点のものを調査しているのですが、令和元年度に船員労働統計調査予備調査を実施した結果、6月単月では全ての特別な報酬を把握し切れているとは言えないため、変更案としまして、昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬を調査する形に変更したいとする内容です。

参考として、そこに記載しておりますが、厚生労働省の基幹統計調査である賃金構造基本統計調査でも昨年1年間分の特別な報酬を調査しているので、この変更に伴いまして、

陸上労働者と海上労働者の比較可能性は高まるのではないかと思います。

主な変更事項はこの1点です。4ページ目を御覧ください。

この船員労働統計調査につきましては、過去に様々な指摘がなされておりました、このような指摘に対してどのような検討をしているかを、併せて今回の諮問の審議で確認をしていただく形になろうかと思います。

前回答申が、実は旧統計法時代の統計審議会の時代、平成19年の答申でありまして、その中で大きく3つの課題が出されておりました。

1点目が、要は母集団情報の劣化が懸念されるため、定期的に最新の母集団情報を把握して、標本設計の見直しを行う必要があるのではないかとこの課題があり、こちらにつきましては、国土交通省で平成30年に標本設計を見直しており、具体的には層化の基準を見直してというところがございます。

2番目としましては、海上労働者と陸上労働者が比較可能な形でいろいろできるといいのではないかとということで、企業規模、学歴、勤続年数等を把握することについて、研究・検討を行う必要があるのではないかとということです。

3番目としまして、集計事項を更に充実することが必要であるといったことが、答申後の課題として課されています。

直近の第Ⅲ期公的統計基本計画におきましても、具体的な課題がここに大きく2つありまして、上の方が、先ほど紹介しました、平成30年度に標本設計を改善したのですが、そのような効果も踏まえて、事業所を単位とした標本設計の採用を含めて見直しを検討することになっております。

これについては、今、第1号調査は船を対象として標本設計を行っているのですが、事業所を単位とした標本設計ができないかといったところで、こちらは今年度中の結論ということが記載されております。

下の方が、先ほど申しました陸上労働者との比較可能性や労働市場の構造的変化等々を踏まえまして、この調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始するということです。また、その結論を得るまでの間にも、対象者、項目追加の実現可能性等、現行調査の改善を実施することにつきましても、令和2年度、今年度中に結論を得るということで、結論を得るまでの間にも改善を順次実施することとされております。

5ページ目が、今回の想定される論点で、1番目が、変更事項について、この変更により利活用にどのような影響があるのかということところです。2番目が、今、御紹介しました前回の答申と、第Ⅲ期公的統計基本計画の課題を踏まえて、どのような対応をして、検討をして、その検討結果はどうなっているかということところで、1番目が、そもそもの統計の在り方についての検討結果、2番目が、平成30年度から適用した標本設計の改善効果、それから事業所を単位とした標本設計の採用などについての結論といった点について確認をしていただくことになるかと思います。

私からの説明は以上になります。

○北村委員長 ありがとうございます。本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議していただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見は

ございますでしょうか。白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 この3ページの主要な変更内容のところ、これはこうした方がいいと思いますので、是非やってほしいと思いますが、過去との連続性や、過去の統計は6月しか調べていなかったことによってどういう影響があったのかということを確認する上では、当然、6月に払われた報酬というものも並行してきちんと調べて公表できた方が、使う上では便利なのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○北村委員長 いきなり変えたらギャップが出ますよね。だから、そこをどう対応されるのかというのは、何か考えがあればどうぞ。

○小林国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室係長 令和元年に、基幹統計調査と一般統計調査である船員労働統計予備調査を同時に実施したところです。そこで、一時点ではありますが比較はできるのかなと考えていまして、また、両方取っていくことになる、例えば、調査対象者において、2年連続同じ船舶が対象になった場合に、6月の報酬がその翌年にも1年間分の中に入ってくるようになってきますので、報告者負担の観点から、切り替える方がよいのではないかと考えているところです。

○北村委員長 白塚委員、どうですか。

○白塚委員 いや、その負担がどれくらい大きいのかよく分からないですが、ただ、いきなりここで統計を断絶してしまうコストもしっかり考えた方がいいのではないかと思いますので、それは審議の上できちんと検討してほしいと思います。

○北村委員長 私の方からもお願いします。

ほかに御意見、御質問はありますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 この調査は恐らくほかの統計調査に比べてかなり難しい、やりにくい調査なのだろうと思います。また、それなりの伝統もあるので、いきなりいろいろ急なことを考えていくのは難しいところがあるかと思うのですが、実は、この調査についてあまり知らなかった、今日伺いながら考えたことが1つあるので、もし私の理解が浅かったり間違っていたりしたら御指摘をいただいてと思うのですが、この調査の母集団について、つまり何を調べたいのか、よく分からないところがあります。

というのは、船の航行には、船籍の問題もあります。現実には恐らく、雇主がどうなっているのかや、調査名からすると船員なので、日本人の船員なのか外国人の船員なのか全部まとめているのか、そして、船の船籍に関わらず、船を運航しているところがどうなっているかもあるのではないかと思います。

例えば、日本の船会社で外国船籍の船を運航しているときはどうなるのかもあつたりすると思うので、その辺りの、何を捉えようとしているのかは、日本船籍の船を対象としているのは分かるのですが、実態として、それが船員の労働、対象としている船員の母集団、どの辺りを捉えていることになるのか、例えば、外国船籍に日本の船員が乗っていないのかについては、私はよく分からないので、船の運航の状態と併せて、この母集団がどのような構造になっているのかを少し明らかにしていただけたら有り難いと思います。

これは部会で御審議いただく話題かどうか分からないのですが、何でこれを申し上げるかということ、この間、モーリシャスの船の事故がありました、あれは、どこの船会社の

誰がどうやっているかが、すごく構造が複雑なところもあったりして、そうすると、あの
ような船員は調査の対象になるのかならないのか、割と船の運航状況を知らない者からす
ると、よく分からないところなのです。

実際に、例えばここでGDPの推計に用いるということもありますので、その辺りの関
係を、どこまで船員の労働をカバーしているのかを、少し明らかにしていただいたら有り
難いと思います。

ということで、部会審議には必ずしも係わらないことかもしれないのですが、少し気にな
ったのでお尋ねしてみたところです。

○北村委員長 調査実施者、何かお答えはありますでしょうか。

○平沢国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長 その件につきましては、
部会の審議の中で資料等を用意して、説明させていただければと思います。

○北村委員長 ほかに御質問ありますでしょうか。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。私も、ただ今御説明を伺って、なかなか大変な調査
であると推測しているところです。

1 ページの調査系統に、「国土交通省、地方運輸局等」、そして「運輸支局・海事事務所、
報告者」とあります。すなわち、報告者については、標本調査であれ全数調査であれ、「運
輸支局・海事事務所」が、一旦、その報告書を受けて、順次、「地方運輸局等」で取りまと
め、「国土交通省」に至るという形です。しかも、その手法が「郵送、オンライン又はFAX」
となっていて、なるべく多様な手法で、できる限り収集しようとのことだと思うので
すが、これは、船がまさに運航中に回答するのではなく、一応、その船を持っていらっし
やる方が陸において回答していらっしゃるのでしょうか。

つまり、郵送もありFAXもあるわけですが、オンラインは、全体的には今後、統計調
査全体に導入の機運がありますが、この調査についてもオンラインもお考えのようです。
その比率についてはどのようにお考えでしょうか。

そして、第1号調査については3,300隻のうち400隻となっておりますが、そんなに数的
には多くはない報告者をお願いする調査でもあるのですが、よりの確に正しい回答を得る
ために御努力されている点などはいかがでしょう。

いずれにしても、今、川崎委員の御質問を聞いて、対象を絞ったり、あるいは内容を把
握するのに難しさがある調査だと思いましたが、調査系統と調査手法について、改善の方
向性を、もし、お考えであれば、それについても補足説明をお願いします。

以上です。

○北村委員長 調査実施者、何かお答えはありますか。

○小林国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室係長 この調査の母集団名簿
作成に当たっては、船員法に基づく業務報告を用いております。その報告が地方運輸局等
で経由していることから、実態に即した調査をするためには地方運輸局等を経由するこ
とが適当であろうと考えています。

もう1点、オンラインについては、1号調査と3号調査は大体4割程度、2号調査は2
割程度ではありますが、おっしゃったように、いろいろな負担軽減になるように、FAX

や郵送も含めて選択いただく中でも、オンラインは増えてきておりますので、随時、対応してきているところです。

○清原委員 ありがとうございます。今、船員法まで出てきて、なるほど、なかなか、この統計調査は統計法だけの範囲ではない対象者の選択等があることで、デリケートな面もあるかもしれませんが、部会において丁寧な御審議をお願いします。御回答ありがとうございました。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御質問はありますか。

よろしいですか。それでは、私からコメントさせていただきます。今回の船員労働統計調査の諮問において、主な変更事項は1件のみですが、実は第Ⅲ期公的統計基本計画で調査の見直しに関する多くの課題を課しておりますので、その検討状況を確認しつつ、今後の方向性も含め、慎重かつ丁寧に審議をしていただきたいと思います。

津谷部会長はじめ人口・社会統計部会に所属される委員の皆様、審議のほどよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。それでは、次の議事に移ります。人口・社会統計部会において審議している社会生活基本調査の審議状況について、津谷部会長から報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、社会生活基本調査の変更に関する審議状況について御報告いたします。

社会生活基本調査の変更の部会審議は、これまで2回の審議を行ってまいりました。先月11月26日の統計委員会では、11月11日に開催した第1回の部会の審議状況を御報告いたしましたので、本日は12月9日水曜日に開催した第2回の部会の審議状況について御報告をいたします。

それでは、資料3を御覧ください。なお、議事概要につきましては現在作成中ですので、審議の詳細は口頭で補足しつつ御報告いたします。御了承いただきたいと思います。

第2回の部会では、第1回部会で再整理を求められた事項等について審議を行った後、残りの「(3) 調査の実施期間の延長」と、「(4) 報告者数及び報告者の選定方法の見直し」について審議し、今回の変更についてひとつおりの審議を終えました。その上で、答申案の方向性についても確認をいたしました。

まず、1の「(1) 調査事項・集計事項の変更」の、aの調査事項の追加です。別紙1として資料を添付しておりますので、そちらを適宜御覧いただきながらお聞きください。

第1回の部会では、当初案について、「慢性的な病気や健康問題」という選択肢だと、障害を持ちつつも慢性的な病気がない人が調査結果から漏れる可能性があるため、表現を工夫すべきであるなど、多くの御意見をいただきましたので、調査実施者である総務省に対し、その再整理、再検討を求めたところです。

これを踏まえ、第2回部会では、調査実施者から別紙1のとおり、設問7と設問8に分割をするという修正案が示され、その理由について、おおむね3点の説明がなされました。

まず1点目として、当初案では、慢性的な病気や健康問題の有無により一定のフィルタリングが行われ、結果として、本来把握すべき方々の回答が漏れる可能性があるという懸

念がありました。

一方で、欧州統計局のガイドラインでは、先行する調査事項によってフィルタリングを行うべきではないとされております。そこで、これに準ずる形で、当初案の設問7、別紙の左側ですが、これを分割することで、日常生活に支障がある者を漏れなく把握することができるというものです。

2点目は、修正案の設問6から8は、欧州統計局のガイドラインにより一層準拠したものであり、各設問は国際比較可能性の観点からも、より有用であるというものです。ガイドラインにおいても、この設問の順番についても守るべきである旨の指摘がなされております。

さらに3点目として、欧州統計局のガイドラインでは、広い意味で障害のある方について、日常生活に非常に支障がある、又は、ある程度支障がある方のうち支障が6か月以上継続している方を指すものとされており、それは修正案の設問8で把握できるとともに、「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」(以下「インクルーシブ雇用議連」という。)の提言にも対応するというものです。

これに対し、委員からは、修正案の方が報告者にとって回答しやすいことから適当であるとして、内容については了解が得られました。

なお、設問6と7の違いなど、報告者から正確な回答を得るため、「調査票の記入のしかた」等記載を工夫すべきとの御意見がありました。

資料3にお戻りください。

このため、今回の調査事項を追記すること自体についてはおおむね適当と整理しつつ、1つ目の菱形マークにありますとおり、別紙1のように調査票を修正すること。また、2つ目の菱形マークのとおり、「調査票の記入のしかた」等において的確な説明を加える必要があることを、調査実施上の留意点として、答申において指摘したいと考えております。

次に、bの調査事項の変更ですが、第1回の部会では、「学習・自己啓発・訓練の方法」の選択肢のうち、「ハローワークを通じた職業訓練」などを削除することについて、再検討を求めているところです。

これについて、調査実施者から、就業構造基本調査等で把握が可能であり、本来の趣旨からすると、そちらで対応することがより適当との説明があり、委員からも特段異論がありませんでしたので、変更は適当と整理をいたしました。

次に、cの調査事項の削除ですが、第1回の部会では、「自家用車の有無」を削除することについて、前回調査の結果から、自家用車の有無による主な生活時間の使い方が分かるデータの提供を求めているところです。

これについて、調査実施者から、データを示した上で、改めて自家用車の有無による生活時間の使い方に大きな傾向的な違いはないということが示される説明があり、委員からも特段異論がありませんでしたので、削除は適当と整理をいたしました。

次に、dの集計事項の変更です。こちらは調査事項の見直しに連動するものであり、引き続き適切な集計が維持されることから、適当と整理をいたしました。

次に、「(2) 調査方法の変更」の、①スマートフォン等による回答方法の導入について

です。

こちらは、先月の統計委員会において、おおむね適当と整理をした上で、答申案の取りまとめに当たっては、本調査の性格を踏まえた現実的な答申案となるように配慮したいと御報告をさせていただいたところです。

これについて、第2回部会において、委員から、調査対象日に調査票を記入した場合、生活時間の回答の中に、「調査に回答」という部分が出てくることになる。特にスマートフォンで回答する電子調査票において、もし入力に時間がかかるような設計になってしまうと、調査に回答するために多くの時間を割いたという結果が記録され、調査結果に影響が生じる可能性がある。したがって、現実的な対応を許容するケースとして、調査結果への重大な支障が見込まれる場合も追加してはどうかとの御意見がありました。

このため、答申案では、菱形マークにありますとおり、報告者が利用しやすい設計の検討に努める必要がある一方、検討の結果、仮に報告者による幅広い利用が見込めず、また、調査結果への重大な支障が見込まれると調査実施者が判断した場合には、対応の取りやめも含めた現実的な対応を取ることを許容する、と付言することを考えております。

以上が第1回の部会で再検討となった事項の審議結果になります。

次に、第1回の部会で審議されなかった事項の審議状況について御説明いたします。

最初に、「(3) 調査の実施期間の延長」についてです。こちらは、具体的なイメージとして、別紙2として資料を添付しておりますので、そちらを適宜御覧いただきながらお聞きください。

これまで、グループ1から8について、回収スケジュールを大きく2つの区分で処理していたため、グループごとの回答期間に不均衡が生じておりました。

これを今回、各グループとも同じ期間を確保しようとするもので、結果として、本調査全体の実施期間が、これまでの25日間から27日間に、2日間延長することが計画されております。

これについては、回答期間の不均衡を是正するものであるとともに、回答期間全体の延長も2日間と短期間であり、公表に至るスケジュールにも影響を与えないものであることから、適当と整理をいたしました。

次に、資料3の裏面を御覧ください。「(4) 報告者数及び報告者の選定方法の見直し」についてです。

まず①について、調査票Aの報告者数を約8万3,000世帯(10歳以上の世帯員約18万6,000人)から、約8万6,000世帯(同約18万3,000人)に変更することが計画されております。

これについては、前回調査と同様の考え方を維持した上で、直近の平成27年国勢調査の結果を基に算出したものであることから、適当と整理をいたしました。

次に、②の報告者の選定方法の変更についてですが、調査区の境界を策定するに当たり、前回調査から、直近の国勢調査の調査区情報、本調査の調査年の1年前の情報になりますが、それも使用して、調査区の分割・合併処理に活用していたのですが、今回調査についてはそれを使用しないことが計画されております。

これについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年国勢調査の公

表期日が繰下げになり、当該情報が利用できないことに伴うものでありますが、都道府県の事務負担の軽減については引き続き配慮されるということから、適当と整理をいたしました。

以上、今回の変更事項についてひととおり審議を終え、第2回部会では、答申案の方向性等についても構成員の皆様を確認をいただきましたが、資料3に記載した整理や意見を中心に答申案を取りまとめるということで、部会として了解をいただいたところです。

第2回の部会の審議の結果は以上になります。

今後は書面審議を活用し、答申案の取りまとめを進め、その結果につきましては来年1月の統計委員会において報告をする予定です。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について何か御質問、御意見はありますでしょうか。清原委員、どうぞ。

○清原委員 御説明ありがとうございます。津谷部会長はじめ部会の皆様、多岐にわたる変更項目について御丁寧な御検討をありがとうございます。

1点だけ質問させていただきます。国際比較の観点から、別紙1のように質問及び回答項目を整理されたと伺いました。国際比較をするということは極めて重要です。

ただ、改めてこの回答の選択肢を見てみたのですが、例えば設問8の、「日常生活に非常に支障がある」という回答の場合で、「支障は6か月以上継続している」というのと「継続していない」という2つの選択肢になっていますが、これは「支障が6か月以上継続している」ということが重要なのでしょうか。

そうであれば、「支障は継続しているが6か月ではない」という、「6か月未満である」という回答もあり得るのかなと思います。別の言い方をすれば、「支障は6か月以上は継続していない」という回答なのか。つまり、「支障がある」と言っているのに「継続していない」という答えがあり得るのかどうかというのを、今、改めて確認してみたわけです。

すなわち、「支障がある」という方については、継続期間が問題だとすると、支障の継続期間がつい最近なのか、あるいは長期化して6か月以上なのかということが把握できれば、国際比較として望ましい回答が得られるとすると、ひょっとしたら、「支障は継続しているが6か月未満である」という回答と、本当に最近なので「継続していない」という3つがあり得るのかなと思ひまして、これは部会長というよりも、国際比較を担当している方に伺った方がいいのかなと思います。質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○北村委員長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 後で調査実施者に御説明いただきたいのですが、私の理解としては、ここは欧州統計局のガイドラインにおいて「障害」という言葉や用語を用いないで把握するという基本姿勢があり、それを受けて、まず日常生活において、非常に、もしくはある程度支障がある方をとらえて、次にその中で支障が6か月以上継続している方を障害のある方として広く捉えていこうということで、このような修正を行ったわけです。

ですので、日常生活に非常に支障がある方でも、その支障が6か月続いていない方はいらっしゃると思いますので、それをここで振り分けるという形にしていると理解しており

ます。

調査実施者からも御説明をお願いしたいと思います。

○北村委員長 それでは調査実施者の方からお願いします。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 総務省統計局でございます。御質問のありました、6か月以上継続しているかどうかということにつきましては、別紙1のところに選択肢である「6か月以上継続している」、「継続していない」のうち、「継続していない」というのは6か月未満であることを指しており、「6か月間は継続していない」という趣旨でして、先ほどから出ています欧州統計局のガイドラインに記載のある判定基準において、「支障があり、かつ6か月以上継続している方」を、この生活時間の統計において「支障がある」というふうに判定するということが決まっているところでございます。回答がずれていたら申し訳ないのですが、6か月以上継続しているか、6か月は継続していないかを尋ねていて、言うならば3か月継続している、あるいは3週間継続しているといった方々は「継続していない」と回答していただいて、それらの方はガイドラインに即すと支障があるとは判定されないということになります。

○清原委員 おそらくそうだろうと思っていたのですが、改めて自分が回答する気持ちになって見たときに、支障があるのに「継続していない」というだけだと、少し戸惑うなと思ったのです。

ただ、回答の項目についても、国際比較調査の場合、同一にしなければならないということなのかもしれないなと思ったのですが、括弧書きで、例えば「継続しているが6か月ではない」場合は「継続していない」に回答するようにとか、「継続していない」ということは、「6か月以上ではないけれど継続している」人が答えられる項目なのかどうかということに、日本語の表現の適切さに悩んだだけなのです。

その辺を、趣旨は理解しているつもりだったのですが、今いよいよ答申案をまとめられるということだったので、日本語の表現の在り方として気にしました。これは、この質問に回答する際の日本語の用法の問題なのかもしれないので、第一義的に国際比較を重視する立場で私は考えていることを申し上げながら、何らかの工夫があればよいのではないかなと思いました。

以上です。すみません。

○北村委員長 政策統括官室、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 あくまで欧州統計局のガイドラインに沿った形で今回の項目は作られているのですが、それに沿いつつ、あくまで日本の統計調査ですから、日本の回答者の方が正確に書いていただけるというのが第一義かと思います。清原委員の御趣旨としては、それを実際記入する立場になったときに、支障があるのに「継続していない」という選択肢はぴんとこない。要は、「6か月以上継続している」という選択肢の対として「6か月未満」ということであれば、支障はありつつも、6か月未満なのだということでも回答しやすい、そういう御趣旨と理解してもよろしいでしょうか。

○清原委員 この期に及んで本当に申し訳ありません。支障があるというのに「継続していない」というところについて、この辺がやはり、「障害」という言葉を言わずに把握する

上での工夫ではあると思うのですが、特に高齢者の場合、障害認定を受けていないけれども支障があるという方もいらっしゃるのです、そういう意味では、6か月というメルクマー、基準を重視するのであれば、「継続しているが6か月未満である」ということで、「6か月以上継続している人」を把握することができればと思います。

ただ、これが国際比較の回答の中での、なるべく同じ言葉での回答が求められるとすれば、例えば、括弧書きにさせていただくとか、あるいは、回答の留意点の中に、こういう方はここに印をしてくださいというような、何か記入上の配慮をするという工夫をさせていただいた方が答えやすいのではないかと思います。

○北村委員長 津谷委員。

○津谷委員 調査実施者の方からも御説明があるかと思いますが、実はこれについて、特に「障害」という言葉を使わないということについて、いろいろなご意見がありました。

国際比較可能性を向上させるということもそうなのですが、インクルーシブ雇用議連からも、有用な統計を収集してほしいという要望があり、答申の中で、「調査票の記入のしかた」などに工夫をするべきだという指摘をする予定です。

ですので、先ほど、「継続していない」という表現自体、日本語として違和感があるという御意見いただきましたので、調査実施者から、「調査票の記入のしかた」等の記載についてご説明いただきたいと思います。調査票に新たな表現を盛り込むことについては、スペースその他制約がございますのでどうなるか分かりませんが、前回の委員会でも、直訳をしない方がよいという御指摘を頂きましたし、この調査は日本の調査であり、日本語として一番誤解がないように、正確な情報を収集するという趣旨で対応するべきであると思います。今はまだ答申案を作っている段階ですので、これについても調査実施者側に考えていただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 より書きやすい調査票としてどういう方法がいいかということですので、答申まで時間がありますので、その御趣旨を受けて、統計局の方で文言の改定ができるかどうか、その上でどのような工夫ができるかということについては、津谷部会長をはじめ、部会の方々とも御相談をした上で、答申案の取りまとめということで進めていきたいと思いますが、そのような引き取りで、津谷部会長、よろしいでしょうか。

○津谷委員 結構です。

○北村委員長 白塚委員。

○白塚委員 同じところで確認なのですが、この設問7と設問8に分けてもらうのはよかったですと思います。その際、この設問7でまず回答して、慢性的な病気や長期的な健康問題ということで、そのように明確にもらったのはいいと思うのですが、設問7で「ない」と回答した場合は設問8には行かないのではないのでしょうか。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 設問7で「ない」と回答された方も設問8に回答されるということになります。設問7の回答が「ある」も「ない」も両方設問8に答えていただくということで、当初案のフィルタリングを外しているというのが修正案になります。

○越総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室調査官 補足ですが、今別紙1でこの設問に関する部分だけ挙げさせていただいており、次の設問への矢印が右に寄っているように見え、若干分かりにくいと思います。これは普通に設問7の回答の次に設問8に行ってくださいという意味で、全体の調査票を見ればここは誤解がないと思うのですが、ここだけを部分的に見ると、「ない」について次の設問に行くのか行かないのかというように見え、もしかしたらこの矢印が誤解を招く原因かもしれないということです。

○白塚委員 慢性的な病気や長期的な健康問題はないのだけれど、日常生活に支障があるという回答もあり得るということですか。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 おっしゃるとおりです。あり得ます。

○白塚委員 何か今ひとつイメージしにくいですね。前の案だと、「ない」というところはないで終わりでしたよね。

○田村総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室長 前の場合はそのとおりです。それが、先ほど津谷部会長からも御説明がありましたとおり、先行する問いによってフィルタリングを行わないということに反していたということがあります。

つまり、「ない」と答えてしまうと、当初案ですと、この下の日常生活に支障のありなしのところを回答しないということになってしまいますので、「ある・ない」のところも、回答の内容でフィルタリングがかかってしまうことになっているわけです。

それを修正案の方で設問7と8に分けて、設問7で「ある」と答えても「ない」と答えても、設問8では必ず答えてもらうという意味で、設問7の回答内容でフィルタリングを行わないという設計にしているということになります。

○津谷委員 もし私の理解が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、当初案では慢性的な病気や長期的な健康問題のある方だけに日常生活への支障があるかどうかを聞く形、つまりフィルタリングがかかる聞き方になっておりました。ただ、慢性的ではなくても、例えば結膜炎になって非常に物が見にくくなったり、骨折やけがをしたりして支障が生じることもあります。

要は、支障や障害のある方を広く捉え漏らさないで把握し集計することも含め、慢性的ではないけれど、日常生活への支障がある病気やけがなどもここで捉えていくという形になっております。

○北村委員長 白塚委員、よろしいですか。

○白塚委員 設問8は「健康上の理由による支障に限定して記入してください」と書いてあるのに、何で設問7のところで「ない」という人が、設問8で日常生活に支障があるという回答があり得るのかというのが、日本語としても何かよく理解できないのです。それが国際標準だし、そういうものだというのでいいということなのでしょうか。

○佐藤委員 設問8で、例えば交通事故で骨折している状態で、この調査が来たとします。そうすると、骨折だけなので慢性的な病気や健康問題は「ない」になります。けれども、現在、日常生活に支障があるかという、骨折で松葉杖を突いているので支障はあるのだけれど、継続はしていない。6か月は多分継続しないだろうということで、この方は障害のある方の中には入らない。ですが、設問7にも8にも回答することはできるというか、

そのように回答していただくことが望まれているわけで、そのために、設問7と8は独立の設問として並列的に置かれておりました、これが欧州統計局の基準にも沿っているということです。

○北村委員長 ありがとうございます。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 私も同じところで質問なのですが、障害者はここに含まれるのかどうかというのが分かりません。「長期的な健康問題」とありますが、障害と健康はまた別の事例ではないかと思うのです。健康な障害者の方もいるので、そういう方は設問7では「ない」になり、設問8では、注記に「健康上の理由による支障に限定」とあるので、こちらも「ない」になるということによろしいのですか。

○越総務省統計局国勢統計課労働力人口統計室調査官 このところは欧州統計局のガイドラインでも説明がありまして、「健康上の理由」というと、設問7の健康問題との関係で、表現が確かに難しいところがあるかと思うのですが、ここでわざわざ「健康上の理由」と言っている理由は、「支障」と言ってしまうと、世の中にいろいろな支障がありまして、財政上の理由、社会的、倫理的な支障やその他そういうものではなくて、「健康上の」と言われている、ここで言うと心身上の理由で支障があるというようなことだけを書いてくださいという意味で、このところは注記がされているというような形でございます。

○北村委員長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 今、白塚委員、神田委員が言われたように、「健康上の理由」と言うと設問7に引きずられてしまうと思うのです。今、御説明いただいた内容を踏まえると、ここが本当に「障害」という言葉を使用できないことからの悩ましい表現ですが、身体だけでなく精神障害の方もいらっしゃるので、「心身上の理由」というような表現にしないと、「健康上の理由」であれば病気などを想定してしまうと思います。

でも、表現がよくなくてすみませんが、病気によらなくても、生後すぐに光を失っている方や聴力を失っている方、発達障害の方もいらして、それは、ほかの健康は万全であったとしても、心身上には支障があるわけです。

だから、そういうところを、今おっしゃったような「社会的な支障」とかほかの支障と区別するのであれば、「健康」という言葉は広過ぎるので、津谷部会長に御苦勞をかけて申し訳ないのですが、何かほかの表現の方がいいかもしれません。あとはお任せします。

○北村委員長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 御意見を伺っておりましたが、人によって設問の意味の解釈が大きく違うということになると、これは問題になります。

この設問の並びの順番を保持していくわけですが、「健康」と言うと、まず肉体的なこと、フィジカルなことにどうしても連想が行ってしまいます。ここではメンタルな問題も含めるということですので、例えば「健康上」の前に「心」と「体」といった言葉をつけて、「心身の健康上の」というような表現にして対応するというところもあるのではないかと、これは私見ですが思いました。

ただ、表現の変更について勝手にここでは決められませんので、部会の構成員の方々と、

そして事務局と調査実施者とも相談をいたしまして、この部分の表現をもう少し工夫して、そして構成員の方にも御意見を求めて答申案を作成するという方向で、私としては対応したいと思いますが、いかがでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今回の修正案ですが、基本的に欧州統計局のガイドラインに沿った形で作られています。

その上で、日本の調査票としてどうするか、どういう文言を使うかということなのですが、調査票のスペースの制約もありますので、あれもこれも書けないということで、「調査票の記入のしかた」等に譲るところはありますが、今、部会長がおっしゃってくださったとおり、答申に至るまで時間がある中で、文言の修正につきましては再考の余地があるかと思えます。部会長、それから部会の委員方はじめ、調査実施者ともう一度、より良い調査事項になればということでお時間をいただければと考えておりますが、部会長、そのような形でよろしいでしょうか。

○津谷委員 結構です。そのように対応したいと思います。ありがとうございます。

○北村委員長 よろしいですか。神田委員。

○神田委員 障害者団体の方は、やはり健康面に対して非常に気にされると思えますので、どういう言葉を使うと分かりやすいかを直接聞かれるといいのではないかと思います。

○北村委員長 佐藤委員、何かありますか。

○佐藤委員 この聞き方と、そのほか2種類の聞き方で、実際に障害の団体の方たちも通じて、内閣府がプレ調査を行っていて、その時に、この聞き方だと何が迷うのかみたいなことも回答していただいていますので、「調査票の記入のしかた」等については、そのプレ調査の報告書を見て、こういう場合はこれを回答してくださいというようなものを丁寧に作ってくださいということは、部会でも申しておりますので、それも踏まえて、もう少し検討させていただければと思います。

○北村委員長 ありがとうございます。よろしいですか。言葉遣いを丁寧に、混乱のないように、ワーディングについて考えていただきたいと思います。

それでは、取りまとめたいと思えます。2回の部会で審議された調査事項の追加については、国際比較の観点などから、部会において適当と判断されたということですが、私も基本的に同感いたします。

また、部会において指摘のあったとおり、実施者には、報告者から正確な回答を得るよう、「調査票の記入のしかた」等の工夫、今、議論があったようなことも含めて、よろしく願いいたします。

また、調査法の変更、特にスマートフォンによる調査については、今後、電子調査票の開発や検討状況によって現実的な対応を取ることを許容する旨、回答案に付言するという方向であると聞きました。それについても私も賛同いたします。

それ以外の変更点も含め、今、部会長から御指摘のあった点について調整をしていただいた上で、答申案を取りまとめたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。資料4-1にあるとおり、専門委員について、本日付で1名が任命されております。統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき

委員は委員長が指名するとされておりますので、専門委員の所属を資料4-2のとおり指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。令和元年度まで、官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○稲垣総務省政策統括官（統計基準担当）付参事官 それでは、資料5の1ページ目を御覧ください。

本取組の概要ですが、第Ⅲ期公的統計基本計画におきまして、業務の効率化や報告者の負担軽減、統計の利活用推進の観点から、統計の調査実施者・作成者、統計調査の報告者、そして統計ユーザーの時間のコストの合計を、平成30年度から令和2年度までの3年間で2割削減することとされております。

対象は、平成29年12月時点でe-Stat等に収録されております政府統計、約680統計です。

2ページ以降におきまして、平成30年度、令和元年度における取組の状況について御紹介をさせていただきます。

2ページ目を御覧ください。こちらでは令和元年度に取り組みられた事例を掲載しております。

オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化に関する取組が多く見られたところです。具体的には、総務省の労働力調査におきましてオンライン調査を新規導入したとか、また厚生労働省の薬事工業生産動態統計調査におきましても、原則オンライン回答としたことにより、新システムでのエラーチェックが可能となった例が見られたところです。

また、民間事業者等への委託の推進につきましては、総務省の個人企業経済調査などで実施しているところです。

資料の3ページ目を御覧ください。報告者コスト削減に向けた各府省の取組状況です。

令和元年度までに各種取組を実施しました調査数、具体例等は図表のとおりです。いくつか御紹介をさせていただきますと、真ん中辺りですが、報告者数の削減につきましては、取り組んだ調査数が24ありまして、例えば、右のところですが、農林水産省の畜産統計調査におきましては、行政記録情報等を用いた加工統計に移行することによりまして、調査対象を削減した例が見られたところです。

このほか、その下ですが、記入項目数の削減に取り組んだ調査数が39、その下ですが、記入要領の作成・改善、レイアウトの改善など、調査票等の見直しに取り組んだ調査数が80となっているところです。

次に、資料4ページを御覧ください。ユーザーコスト削減に向けた各府省の取組状況です。

データ提供形式の見直し、API機能の活用拡大として、令和元年度までに調査結果をデータベース化して公表した調査が202、また、統計表を集約するなど公表形式の見直しを実施した調査が5、見られたところです。

その下の段のところですが、これらは利活用促進の取組ですが、ユーザーのコスト削減にも資するものですので掲載をさせていただいております。

まず、e-Statの機能向上ですが、平成30年度にe-Statにおきまして複数の検索カテゴリ

一の組合せによる検索機能を実装し、検索時間の削減を図ったほか、その下ですが、令和元年度にはマイクロデータ利用ポータルサイト「miripo」を開設しまして、統計データの提供手続などを掲載し、情報提供の充実を図っているところでございます。

以上のような取組を令和元年度までに行っているところですが、これまでのところ、全体としてはコスト削減に向けた取組は順調に進んでいるものと考えているところです。

実施者・作成者のコストと報告者コストにつきましては、令和元年度までで、いずれも1割以上が削減されております。

また、ユーザーコストの削減につきましては、最終年度のAPIのリクエスト件数などを踏まえて算出する予定としておりますが、現在APIのリクエスト件数が急増しているということもありますので、全体で今どういう状況か、現時点での暫定的な試算で申し上げますと、2割の削減の達成が見込まれるところです。引き続き業務の効率化、報告者負担の軽減、統計利活用の促進に取り組みまして、来年度の最終フォローアップ結果を改めて御報告させていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の御説明について何か御質問はありますでしょうか。

よろしいですか。それでは取りまとめたいと思います。各府省におかれましては、一般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、引き続き統計の品質向上にも留意いただきながら、業務の効率化、報告者負担の軽減、統計利活用促進に取り組んでいただきたいと思います。統計委員会としても引き続き取組を注視していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本日用意いたしました議題は以上です。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は1月28日木曜日午前に開催する予定です。場所はこちら、若松庁舎の7階の大会議室を予定しております。

以上です。

○北村委員長 今年はいろいろな意味で予定外の状況に直面し、皆様には大変御苦勞をおかけいたしました。それにもかかわらず御協力いただきまして感謝いたしております。ありがとうございます。

本日で今年の委員会は最後になります。よいお年をお迎えください。また新年、皆様でそろって顔を合わせて委員会を始められるように、健康にくれぐれも御留意いただいて新年をお迎えください。ありがとうございます。